

（介護予防）福祉用具貸与サービス重要事項説明書

あなたに対する（介護予防）福祉用具貸与サービスの提供開始にあたり、厚生省令第37号第8条に基づいて、当事業者があなたに説明すべき重要事項は次のとおりです。

1. 事業所概要

事業者名称	ケアサービスアサヒ 南あわじ支店	代表者氏名	代表取締役 中村 孝雄
法人名称	株式会社旭木工	電話番号	0799-45-0166
所在地	南あわじ市広田広田373番3	営業時間	9時～18時（但し年末年始、お盆を除く）

・介護保険法令に基づき兵庫県知事から指定を受けている事業所

事業所名	株式会社 旭木工 ケアサービスアサヒ	他の提供サービス	福祉用具販売・住宅改修
兵庫県知事指定事業所番号	2871701039	サービス提供地域	南あわじ市・洲本市・淡路市
提供できるサービスの種類	（介護予防）福祉用具貸与		

・同事業所の職員体制及び従業員の職務内容

職種	常勤	非常勤	計
管理者	1人	人	1人
福祉用具専門相談員	4人	人	4人
事務員	2人	人	2人

※管理者・管理者は、事業所の従業員の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、自らも（介護予防）福祉用具貸与の提供に当たるものとする。※福祉用具専門相談員（介護予防）福祉用具貸与計画の作成・変更を行い、指定（介護予防）福祉用具貸与の提供に当たる。※事務員（介護予防）福祉用具全般についての一般事務に当たる。

2. 事業の目的と運営方針

事業の目的	利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境をふまえ、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、適正な（介護予防）福祉用具貸与を提供することを目的とする。
事業の方針	事業の専門相談員は、要介護者等の心身の状況等に応じて、適切な（介護予防）福祉用具の貸与を提供するとともに、自らその提供する（介護予防）福祉用具の質の評価を行うこと、その他の措置を講ずることにより、常に（介護予防）福祉用具の貸与を受ける者の立場に立って、これを提供するように努めるようにする。 事業の実施にあたっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。
福祉用具サービス計画書	全国平均貸与価格等の説明・複数商品の提示を適切に実施したことを記録として残すものとする。

3. サービスの内容

事業者は、本契約期間中、厚生労働大臣が定めた種目の中から必要と認められる福祉用具について候補となる複数商品の説明を行い、作成した福祉用具サービス計画に基づき貸与をします。福祉用具サービス計画書は利用者、介護支援専門員に交付します。

4. 利用料金

- ①レンタル利用料金については、所定の料金表に基づいて計算します。ご利用料金は1ヶ月単位で計算します。但し、ご契約者が、まだ要介護もしくは要支援認定を受けてない場合には、サービス利用料金の全額をいったんお支払いいただいた上で、要介護もしくは要支援認定をうけた後、自己負担額を除く額が介護保険から支払われます。
- ②レンタル商品の搬出入に通常以上の交通費、従事者及びクレーン車等が必要な場合には、別途費用を頂きます。
- ③原則として、前記以外でサービス提供地域内に納品の場合は交通費は無料です。
- ④解約を希望される場合は事前にご連絡下さい。なお契約が終了する月の料金については1ヶ月の料金をお支払いいただきます。
- ⑤料金のお支払いは、当事業者の指定の方法でお支払いください。
- ⑥通常の事業の実施地域を超えてから、1kmあたり100円とする。左記地区で有料道路の場合は実費を徴収するものとする。

5. サービス利用についての注意事項

- ①ご契約者及び介護者等は、レンタル商品について定められた使用方法を遵守して下さい。
- ②当事業所の承諾を得ることなく、レンタル商品の全部又は一部を他人に譲渡または転貸することはできません。
- ③当事業所の承諾を得ることなく、レンタル商品の仕様変更、加工又は改造等を行うことはできません。
- ④契約者又は介護者等は、契約者の転居、入院、死亡など、レンタル商品の使用状況に変更があった場合には、速やかに当事業所に通知して下さい。

6. 事故発生時の対応

- ①当事業所は利用者に対する（介護予防）福祉用具貸与の提供により事故が発生した場合は、市町村・当該利用者の家族・当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに必要な措置を講じます。

7. （介護予防）福祉用具貸与の提供方法※1 及び 取り扱う福祉用具の種目※2

※1 ①サービスの提供に先立って、介護保険被保険者証に記載された内容（被保険者資格、要支援認定の有無及び要支援認定の有効期間）を確認させていただきます。被保険者の住所などに変更があった場合は、速やかに当事業者にお知らせください。

②利用者が要支援認定を受けていない場合は、利用者の意志を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行います。また、介護予防支援が利用者に対して行われていない等の場合であって、必要と認められるときは、要支援認定の更新の申請が、遅くとも利用者が受けている要支援認定の有効期間が終了する30日前にはなされるよう、必要な援助を行うものとしします。

③福祉用具専門相談員に対するサービス提供に関する具体的な指示や命令は、すべて当事業者が行いますが、実際の提供にあたっては、利用者の心身の状況や意向に十分な配慮を行います。

※2 車いす・車いす附属品・特殊寝台・特殊寝台附属品・床ずれ防止用具・体位変換器・手すり・スロープ・歩行器・歩行補助つえ・認知症老人徘徊感知機器・移動用リフト・自動排泄処理装置

8. その他運営に関する重要事項（福祉用具の消毒方法等）

- ①従業員の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行います。
- ②事業所の設備及び備品について、衛生的な管理に努めます。
- ③回収した福祉用具を、不潔庫、既に消毒が行なわれた福祉用具を清潔庫に区別して保管します。
- ④事業所は、専門相談員の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備します。
採用時研修 採用後6ヶ月以内・継続研修 年1回
- ⑤従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持します。
- ⑥従業者であった者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とします。

9. 苦情申立窓口 受付時間 8:30～17:15(月～金) (祝日、12月29日～1月3日までを除く)

兵庫県国民健康保険団体連合会	〒650-0021 神戸市中央区三宮町1丁目9番1-1801号 TEL:078-332-5617 FAX:078-332-5650
淡路市 長寿介護課	〒656-2223 淡路市生穂新島8番地(淡路市役所内) TEL:0799-64-2511 FAX:0799-64-2529
洲本市 介護福祉課	〒656-8686 洲本市本町3丁目4番10号 TEL:0799-22-9333 FAX:0799-26-0552
南あわじ市 長寿・保険課	〒656-0492 南あわじ市市善光寺22番地1 TEL:0799-43-5217 FAX:0799-43-5317

各種相談・苦情・事故・緊急時等の窓口

商品・サービスについての相談や苦情・事故・緊急時等については次の窓口で対応します。

当社 お客様相談コーナー	電話番号	0799-45-0166
	FAX番号	0799-45-0288
	相談者（責任者）	東 根 秀 樹
	対応時間	9:00 ～ 18:00

10. 緊急時の対応

利用者の御家族	氏 名	続柄
	住 所	
	連 絡 先	
	緊 急 連 絡 先	
居宅介護支援事業所	事 業 所 名	
	住 所	
	連 絡 先	
所轄市町		

重要事項説明者名：

私は、約款及び重要事項説明書に基づき、
事業者から（介護予防）福祉用具貸与サービスについて重要事項の説明を受けました。

年 月 日

利用者： _____

住 所： _____

契約者： _____ 続柄() _____

住 所： _____

●指定福祉用具貸与事業所／2871701039

Care Service
福祉用具レンタル・販売、住宅改修工事
ASAHI

本社／株式会社旭木工・プライダルアサヒ 徳島市東沖洲2丁目7番地

ケアサービスアサヒ 南あわじ支店
南あわじ市広田広田373番3
Tel:0799-45-0166
代表取締役 中村 孝雄